

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03204

研究課題名(和文) 社団関係訴訟の事件類型に応じた訴訟態様の研究

研究課題名(英文) Study of litigation form according to case type of association-related litigation

研究代表者

名津井 吉裕 (Natsui, Yoshihiro)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：10340499

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：法人でない社団の当事者能力は事件限りの権利能力を伴う以上、社団には固有の当事者適格が認められるため、裁判所は社団を権利義務の主体とする判決をすることができる。しかし、社団は法人ではないから、訴訟物たる権利義務の構成員全員への共同的帰属に変更はなく、構成員全員が訴訟当事者になることもできる(社団=構成員全員)。社団には登記能力がないため登記請求事件では代表者個人宛の請求を要するが、その他は上記と同様である。いずれにせよ社団が受けた判決の効力は、当事者たる社団およびこれと同位の構成員全員に及ぶ。

研究成果の概要(英文)：Because the capacity to be a party of a non-corporate association involves the capacity to hold rights only in the litigation, the association have unique standing as a party, so the court can make a judgment that rights and duties as the subject of litigation belong to the association. However, because the association is not a juridical person, there is no change in the joint attribution of rights and duties as litigation items to all members, and all the members can stand as a party to sue (association = all the member). Because the association has no registration capacity in real estate, the association must plead to bring benefits on the representative as a person in the case of request for registration, but the others are the same as above. In any case, the effectiveness of the judgments received by the association is effective not only for the association but also for all the members which is the same status of the association.

研究分野：民事手続法

キーワード：民事法学 当事者能力 法人でない社団 社団関係訴訟 当事者適格 不動産登記手続請求 当事者の特定 当事者の確定

1. 研究開始当初の背景

法人でない社団(民事訴訟法 29 条)に当事者能力を認めた場合、社団が当事者となる訴訟では社団に権利能力があるときと同様に扱うのを認めるのが通説である。それ故、従来は当該訴訟において社団は給付請求の積極・消極の主体になることができ、判決の効力は社団に生じ、構成員には及ばないと解されてきた。ところが、この社団が不動産登記手続請求訴訟の原告となった場合には、代表者個人への所有権移転登記を求める旨の請求を立てねばならず、判決効は構成員にも及ぶとする判例が登場した(最判平成 26 年 2 月 27 日民集 68 巻 2 号 192 頁)。すなわち、同最判は、社団財産である不動産の所有権移転登記手続請求訴訟において上記の通り請求が定立された事案において、社団に当事者能力・当事者適格を認める傍ら、構成員全員に総有的に帰属する社団財産である不動産は実質的には社団自身に帰属すると解することが事の実態に即しているとして述べている。とすると、本件の社団の当事者適格は、代表者個人宛の請求が定立されているとしても、社団に固有の適格を認める立場により親和的である。しかし、通説によれば、このように評価する場合、構成員には判決効が及ばないはずである。ところが、上記判例は、社団が当事者として受けた判決の効力は構成員にも及ぶと判示したことから、固有適格を有する社団の判決効がなぜ構成員に及ぶことになるのか、そもそも通説の立場は妥当かについて再検討をする必要が生じていた。

2. 研究の目的

法人でない社団が当事者になる社団関係訴訟では、所有権確認請求事件、金銭給付請求事件、登記手続請求事件といった一定の事件類型に応じ、請求の立て方などの点で特定の態様が要請されることになるか、そうした要請があるときに社団関係訴訟一般に妥当する理論と整合するか、および、自然人や法人が当事者になる一般の訴訟と社団関係訴訟を対比したとき後者に固有の特性とはどのようなことかを考究することが本研究の当初の目的である。

3. 研究の方法

学術論文、裁判例等の基本文献を収集し、解析することを基本的な研究の方法として、その補助として民事訴訟法の母法であるドイツの学説や判例も上記と同様の方法を用いて研究する。ドイツについては研究目的のみならず、その周辺に関する近時の動向を調査し、視野を広げ、研究の基盤とするため、短期海外調査も行う。

4. 研究成果

法人でない社団が登記請求訴訟の原告となる場合には、社団には不動産登記能力がないため、代表者個人への所有権移転登記を求

めて提訴するべきである。なぜなら、この提訴方法が社団の法律関係(上記判例のいう「事の実態」)を手続に反映することができるからである。社団が当事者となる訴訟を許容する民事訴訟法 29 条は、社団に当事者能力のみならず当事者適格を認め、かつ、その適格は社団に固有のものとしたものと解すべきであるが、この見地からは、上記の提訴方法は社団に固有適格がある訴訟の一形態と位置づけることができる。他方、社団を当事者とした判決の効力が構成員に及ぶことについては、登記関係訴訟に限られない社団関係訴訟一般において是認することができる。そして、社団の当事者能力・当事者適格(固有適格)の前提として、社団に当事者能力を認める効果として事件限りの権利能力を認める必要があるが、これは、正確には社団を実体的にも法人化するのではなく、社団に対して当該社団を権利義務の主体とする請求を定立することを許し、裁判所に対して当該請求について本案判決をすることを許容することを意味するにとどまる。換言すれば、訴訟物たる権利義務の社団への帰属は、当該訴訟における訴訟空間に限られるため、構成員全員の実体適格が剥奪されることを意味しない。このとき、社団の当事者たる地位と訴外の構成員全員は同位の関係にあるから、社団に対する判決の効力が、社団に生ずるときは、構成員全員も同じ内容の判決効が生ずると解する必要がある。しかし、今日の定説である形式的当事者概念を前提とする限り、当事者および判決の名宛人となるのは社団のみであるから、確定判決の既判力は社団にのみ及び(民事訴訟法 115 条 1 項 1 号)と説明する必要がある。とすると、その反面において、構成員全員に及ぶ判決効は、社団と構成員全員の前述した同位関係に基づいて生ずる、既判力の反射的效果と説明する必要がある。以上の論旨を含む図書(1)および論文(11)の刊行によって本研究は当初の目的は果たされた。

以上を踏まえ、最終年度においては、当事者能力の欠缺を看過した場合の効果の研究に着手した。この問題は民事訴訟法 29 条の要件を具備しない団体に当事者能力を認めた場合等にも生ずる。例えば、代表者の定めを欠いていることを看過して法人でない社団に当事者能力を認めた場合等である。

もっとも、当事者能力の欠缺を看過した判決の取扱いについては、これを無効とする有力説もあるが、通説は、その事件に限って当事者能力があるものと扱うべきとする。このような学説状況が影響したためか、当事者能力の欠缺を看過した判決の取扱いが直接的に問題となった裁判例は見当たらない。しかしながら、当事者の確定に関する死者名義訴訟は、提訴前に死亡しているため本来は当事者能力がないことが看過された場合と捉えることもできる。関連して問題となる氏名冒用訴訟は、訴訟追行権の欠缺を看過した判決

と捉えることができる。社団の当事者能力の欠缺看過とは若干事情が異なるものの、これを検討するために必要な資料は、当事者の確定に関する判例・学説から調達することができる。

このように当事者能力等の欠缺が、当事者の確定と交錯する余地があることに着眼するとき、新たな研究領域が開拓される。すなわち、死者名義訴訟や氏名冒用訴訟では、従来もっぱら判決後の後始末が検討されてきたが、当事者能力・当事者適格の欠缺を看過した判決については判決無効の可能性を説く有力説もあることにかんがみると、この問題は訴訟開始段階において速やかに解消することが望ましい。そこで、昨年度公表した論文(5)・(6)では、訴訟開始段階において訴訟係属後の当事者能力・当事者適格の欠缺を回避するために、誰が当事者であるかを確定する必要があり、かつ、そのような目的で当事者を確定することが許されること、処分権主義が支配する当事者の特定と当事者の確定を明確に区別し、当事者の確定はその必要である限り、訴訟係属中は可能であること(当事者の確定が留保された状態としての当事者の特定)、訴訟開始段階における当事者確定の基準とされてきた形式的表示説の不当性等を論証し、従来あたかも形式的表示説と同じ帰結しかもたらさないかのように過小評価されてきた実質的表示説を再評価し、それに従って当事者を確定する際の判断構造のメカニズムを解明した(参考業績：論文(1))。

以上のほか、当事者能力・当事者適格に関する基礎的な研究も進展させることができた。すなわち、論文(10)において、両者が交錯する場面として法人でない社団を当事者とする訴訟を位置づけ、能力問題と適格問題の峻別は可能であり、かつ、必要であること、当事者適格から区別された実体適格の概念の現代的意義を明確化し、その有用性を明らかにすること、下部組織の当事者能力問題につき、能力問題として位置づける従来の有力説の問題点を指摘してこれを批判し、本案の問題として整理すべきこと等を明らかにした。

その他、任意的訴訟担当を認める判例(最判平成28年6月2日民集70巻5号1157頁)が徐々に登場したことから、従前の判例(最大判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁)との整合性を検証するとともに、任意的訴訟担当の授権の擬制的性格を正面から認める必要性を当該判例に則して主張した(論文(4))。また、確定判決の既判力ないしその反射的効果が訴外第三者に及ぶことを検討する過程で避けられない既判力の作用論の一貫として、一部請求後の残部請求の処理について判例が採用する訴訟物の捉え方を認める前提の下でも、前訴確定判決の既判事項が残部請求の先決問題となり、積極的に残部請求の処理に作用することを明らかにし

た(論文(4))。

なお、本研究から派生して、証拠法分野に關しても研究を行い(図書(1))、文書の成立の真正に關する法律上の推定説の正当性を明らかにした(論文(9))ほか、倒産法分野に關しても基礎的な研究を行った(図書(3)、論文(7)・(8))。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 11 件)

(1) 名津井 吉裕「当事者の確定」法学教室 451 号(有斐閣・2018)75～82 頁、査読無

(2) 名津井 吉裕「航空機騒音にかかる将来の損害賠償請求訴訟と請求適格」私法判例リマークス 56 号(日本評論社・2018)110～113 頁、査読無

(3) 名津井 吉裕「一部請求後の残部請求の処理」高田裕成 = 山本克己 = 松下淳一 = 畑瑞穂(編)『(高橋宏志先生古稀祝賀論文集) 民事訴訟法の理論』(有斐閣・2018)921～949 頁、査読無

(4) 名津井 吉裕「外国国家が発行した円建債券(ソプリンのサムライ債)の償還請求訴訟における債権管理会社による任意的任意的訴訟担当」金融判例研究 27 号(金融法務事情・2017)70～73 頁、査読無

(5) 名津井 吉裕「訴訟開始段階における当事者確定について(2・完)」民商法雑誌 153 巻 4 号(有斐閣・2017)497～523 頁、査読有

(6) 名津井 吉裕「訴訟開始段階における当事者確定について(1)」民商法雑誌 153 巻 3 号(有斐閣・2017)343～368 頁、査読有

(7) 名津井 吉裕「破産財団から放棄された財産の担い手」佐藤鉄男 = 中西正(編)『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』(民事法研究会・2017)276～304 頁、査読無

(8) 名津井 吉裕「ドイツ倒産手続の担い手の役割に關する覚書 裁判所、管財人および債務者」佐藤鉄男 = 中西正(編)『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』(民事法研究会・2017)420～444 頁、査読無

(9) 名津井 吉裕「私文書の真正の推定における証拠法則の再検討」山本克己 = 笠井正俊 = 山田文編『(徳田和幸先生古稀祝賀論文集) 民事手続法の現代的課題と理論的解明』(弘文堂・2017)233～252 頁、査読無

(10) 名津井 吉裕 「当事者能力と当事者適格の交錯」法律時報 88 巻 8 号(日本評論社・2016) 4~12 頁、査読無

(11) 名津井 吉裕 「法人でない社団の受けた判決の効力」『(松本博之先生古稀記念論文集) 民事手続法制の展開と手続原則』(弘文堂・2016) 591~609 頁、査読無

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 3 件)

(1) 高田裕成 = 三木浩一 = 山本克己 = 山本和彦(編)『注釈民事訴訟法第 4 巻』(有斐閣・2017)、名津井 吉裕「219 条」(404~485 頁)、名津井 吉裕「224~231 条」(623~826 頁)

(2) 名津井 吉裕 『民事訴訟における法人でない団体の地位』(大阪大学出版会・2016) 413 頁(総頁数)(単著)

(3) 山本克己 = 小久保孝雄 = 中井康之(編)『新基本法コンメンタール・民事再生法』(日本評論社・2015)、名津井 吉裕「財団債権(第 5 章・前注)」(310~316 頁)、名津井 吉裕「148~152 条」(317~337 頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

名津井 吉裕 (NATSUI, Yoshihiro)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：10340499

(2) 研究分担者 ()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：

(4) 研究協力者 ()